

第28回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成24年10月4日（木）19：00～

場所：八頭町役場 本庁舎 3階 大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

- ≫ この度、議会から条例（案）に対する意見の提出があり、この意見について、今までの検討内容や結果を踏まえながら、再度検討を行い、委員会としての考え方をまとめたい。

3 検 討

■ 議会からの意見の検討

- = 9月に議会から提出のあった条例案に対する意見について、今までの策定委員会での検討を踏まえながら再度検討を行った。

<委員長>

- = 議会からの意見内容については、全体的に条文の文章表現に関する意見が多く、修正できる部分は修正しても良いと考えているが、前文と住民投票の部分については、策定委員会でも時間、回数を重ねてしっかりと議論してきた部分であるので、修正等について慎重な議論を行いたい。

【主な意見】

- ≫ 前文中の八頭町の歴史等を記載している部分については、町民の方が八頭町の良さを改めて感じることにつながるので、やはり必要だと考える。
- ≫ 前文中の「住んで良かった」という表現は、八頭町に住み続けてみて、その後の将来に「やっぱり住んでよかったな」と思えるようなという意味で使用しているものであり、未来進行形のものとなっているので、このままで良いのではないか。
- ≫ 前文については、今まで議論を重ねて作成した部分であるので、このままでいきたい。

- ≫ 第1条（目的）の「町民の権利と役割、議会、行政の役割と責務」の部分については、必要な文言だと思う。この部分がなければ、何が目的なのかははっきりしなくなってしまう。
- ≫ 「情報共有」の考え方については、町からの情報提供に加えて、町民が持っている情報や意見などについても八頭町全体で共有していこうという更に一歩踏み込んだ規定にしているのだから、これで良いと思う。
- ≫ 第4条（定義）の「執行機関」と「町」との定義については、順番を逆にして、「町」を先にした方が確かにつながりは良いと思う。
- ≫ 「参画」と「協働」の定義付けについては、「参画と協働」が自治基本条例のキーワードとなるものなので、やはり定義付けをしておいた方が良い。
- ≫ 第7条（説明責任）については、道義上の「説明義務」はあっても、法令上の根拠はないので、「説明します。」が良いのではないかな。
- ≫ 第8条（町民の意見等の取り扱い）の苦情処理機関の設置等については、今後の検討課題ではあると思うが、現時点でそこまで想定して条文に含めるのが妥当だろうか。
- ≫ 第10条（参画機会の保障）については、「町民の方が自主的な意思のもとで参画できる機会を町が保障する」という考え方なので、やはり「参画の機会を保障する」が良いのではないかな。
- ≫ 「参画」は、ただ単に参加することと違い、企画段階から実施や評価まで町民が主体的に参加することを差しているのだから、「参画」という文言が良い。
- ≫ 第12条（町民の権利）については、単にまちづくりに関する情報を知ることだけでなく、情報を得たうえで、町民の方が積極的にまちづくりに参画することが必要であるのだから、「知る」と「参画する」という両方の権利を明文化した方が良い。
- ≫ 第13条（町民の責務）については、まちづくりへの参画などは町民の義務とまでは言えず、「努力してもらいたい」という努力義務として規定すべき事項であることから、「努めます」という表現を使用している。他の条例規則の中にも「町民の責務」の条文中で「努めなければならない。」というような表現を使用しているものも多くある。
- ≫ 「努める」ということはあくまでも「努力義務」なので、それを果たさなか

ったからといって義務違反にはならない。

- ≫ 「コミュニティ」は、町民の方々が個人単位とは別に、まちづくりに対して自分たちの意思を伝える一つの主体となるもの。「コミュニティ」の条では、そのコミュニティがまちづくりに果たす大きな役割を認めただけで、その活動を尊重し、必要な支援を行うことを規定している。
- ≫ 議会や議員の関係条文については、基本的には、議会で考えていただければ良いのではないか。
- ≫ 以前にも検討したが、「公益通報制度」については、行政運営上の個別的な詳細事項であるので、自治基本条例で規定する必要はないのではないか。

<事務局>

= 「総合計画」については、以前は地方自治法に策定義務が規定してあったことから、条例案の条文も「地方自治法の規定による総合計画を定め」としていたが、地方自治法の改正に伴って策定義務が廃止となったため、「地方自治法の規定による」という部分を削除した。

よって、この自治基本条例の中での「総合計画を定める」旨の規定が、結果的に「八頭町において総合計画を策定する」ということの根拠にもなることとなっている。

- ≫ 総合計画のうち、「基本構想のみを議決すべき事項とするか」、もしくは、「具現化する計画までを含むすべてを議決すべきか」ということに関しては、この条文とは直接関連しないのではないか。議決すべき範囲については「議決すべき事項に関する条例」で規定すればそれで良いのではないか。

<事務局>

= 行政評価については、本年度から制度化して取り組んでいるところである。

- ≫ 行政評価が制度化されたのであれば、第 25 条（行政改革と行政評価）の条文の第 3 項の部分について、公表のみならず「行政評価の方法全体について別に定めて行う」という文言にしても良いのではないか。
- ≫ 第 26 条（財政運営）については、以前にも検討したが、参画と協働に深く関連する「町民への分かりやすい公表」に留めるべきではないか。

<事務局>

= 住民投票の制度化を含んだ地方自治法の改正については、国会審議の難航

等により、動きだす様子は今のところない。

- ≫ 住民投票の必要署名数や参加者要件については、今までに議論を尽くしてきたところなので、それが基本的な策定委員会の考え方になるのではないか。
- ≫ 第 33 条（条例の見直し）については、社会情勢等の変化に適應することを考えて「5 年以内での見直しの検討」とした。5 年の間でその時々状況を判断し、柔軟に見直しのための検討を行えばいいのではないか。
- ≫ 4 年という任期の間に、最低 1 回は見直し検討を行うという考え方も確かにあると思う。

※ 検討結果（議会からの意見に対する策定委員会の考え方）については、別紙のとおり。

4 その他

■ 今後の予定

- = 10 月中に今回の委員会の検討結果を持って議会と意見交換・協議を行い、協議がまとまれば、12 月定例会で条例案を上程する。町長、議員の任期が来年 4 月で満了となることから、もし 12 月議会に上程できなかつた場合には、3 月議会での上程もしない予定である。

5 閉 会